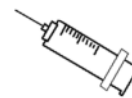


# 市外で高齢者肺炎球菌予防接種を受けられる皆さまへ



## 1 予防接種依頼書・連絡書について

定期の予防接種は住民票のある市区町村が責任を持って行うことになっています。やむを得ず市外の医療機関で予防接種を受ける場合、保健センターにて事前申請が必要となります。下記要領で手続の上、接種前に「予防接種依頼書・連絡書」の交付を受けてください。

**注意** 接種後の申請はお受けできません。ご注意ください。

## 2 予防接種依頼書・連絡書の発行申請の方法について

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、郵送での申請をお勧めしています。

ご理解いただきますようお願いいたします。施設から複数名の申請をされる場合はお問い合わせください。

(1) 郵送での手続き(以下の2点と該当する本人確認書類を同封してください。)

- ① 発行申込書(必要事項を記入したもの)
- ② 返信用封筒(大きさは長形3号、宛先を記入して84円切手を貼付ください。)

【送付先】

〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14-9

芦屋市保健センター 予防接種担当宛

注意)発行申込書を発送してから2週間を過ぎても予防接種依頼書・連絡書がお手元に届かない場合は、お手数ですが保健センターまでお問合せください。

(2) 保健センターでの手続き

窓口にて発行申込書に必要事項を記入後、受け付けます。本人確認書類が必要です。

※本人または本人の家族以外の方が申請される場合は、申請者及び被接種者の本人確認ができる書類を窓口にてご提示ください。(郵送の場合は書類の写しをご送付ください。)

## 3 接種費用

(1) 阪神間6市1町(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)

予防接種の委託医療機関であれば、**自己負担金は4,000円**です。

(2) 兵庫県内の広域的实施の協力医療機関

予防接種の委託医療機関であれば、**自己負担金は4,000円**です。

(3) 【償還払い制度(上限額有)のご案内】県外の市区町村で接種される場合

- ① 接種費用は、いったん全額医療機関に支払います。
- ② 接種後、1年以内に以下の書類を持参し保健センター窓口(もしくは郵送)で申請手続きをします。  
領収書の原本(接種日と内容の記載がない場合は、明細書も必要)、接種済み証、印鑑

## 4 注意事項

(1) 対象年齢以外の方や接種歴のある方は発行できませんので、ご注意ください。

(2) 事前に各市町村の予防接種の委託医療機関であるかをご確認ください。

(3) 有効期限は令和5年3月31日です。(各実施医療機関の診察時間内)

(4) 各市町村の委託医療機関以外の接種や、規定の接種年齢外で接種する際は任意接種となります。予防接種依頼書・連絡書は無効となりますので、ご注意ください。(健康被害の補償対象にはなりません。)

(問い合わせ) 芦屋市保健センター

〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14-9

TEL:0797-31-1586

FAX:0797-31-1018

\*お電話の際は、電話番号をお確かめのうえおかけ間違いのないようにお願いします。